

厚生大臣の定める揭示事項関係

当院は、厚生大臣が定める下記基準等の適合医療機関です。



1. 各種施設基準適合に関する事項

◎基本診療料の施設基準等

項目	受理番号	項目	受理番号
機能強化加算	(機能強化) 第 150 号	病棟薬剤業務実施加算 1	(病棟薬 1) 第 14 号
地域包括医療病棟入院料	(地包医) 第 1 号	データ提出加算 2・4 ロ (医療法上の許可病床数が 200 床未満)	(データ提) 第 51 号
療養病棟入院基本料 (療養病棟入院料 1)	(療養入院) 第 82 号	入退院支援加算 1	(入退支) 第 77 号
診療録管理体制加算 2	(診療録 2) 第 26 号		
医師事務作業補助体制加算 1 (15 対 1)	(事補 1) 第 42 号		
療養病棟療養環境加算 1	(療養 1) 第 30 号		
医療安全対策加算 2	(医療安全 2) 第 52 号		
感染対策向上加算 1	(感染対策 1) 第 1 号		

◎特掲診療料の施設基準等

項目	受理番号	項目	受理番号
入院時食事療養(Ⅰ)	(食) 第 217 号	呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	(呼Ⅰ) 第 39 号
糖尿病合併症管理料	(糖管) 第 28 号	がん患者リハビリテーション料	(がんリハ) 第 29 号
がん性疼痛緩和指導管理料	(がん疼) 第 29 号	人工腎臓(慢性維持透析を行った場合 1)	(人工腎臓) 第 6 号
二次性骨折予防骨折予防継続管理料 1	(二骨管 1) 第 1 号	導入期加算 1	(導入 1) 第 59 号
二次性骨折予防骨折予防継続管理料 3	(二骨継 3) 第 7 号	透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	(透析水) 第 71 号
外来腫瘍化学療法診療料 2	(外化診 2) 第 7 号	下肢末梢動脈疾患指導管理加算	(肢梢) 第 48 号
ニコチン依存症管理料	(ニコ) 第 51 号	脊髄刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術	(脊刺) 第 7 号
がん治療連携指導料	(がん指) 第 90 号	以下点数表第 2 章第 9 部手術の通則 16 に掲げる手術	(胃瘻造) 第 26 号
薬剤管理指導料	(薬) 第 87 号	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	(胃瘻造嚥) 第 19 号
別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の(2)に規定する在宅療養支援病院	(支援病 2) 第 1 号	麻酔管理料(Ⅰ)	(麻管Ⅰ) 第 38 号
在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料	(在医総管) 第 192 号	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	(外在ベⅠ) 第 288 号
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算	(遠隔持陽) 第 56 号	入院ベースアップ評価料 46	(入ベ 46) 第 2 号
検体検査管理加算(Ⅰ)	(検Ⅰ) 第 45 号	酸素の購入単価 LGC:0.32 円	(酸単) 第 10369 号
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	(歩行) 第 16 号	酸素の購入単価 小型ボンベ:2.35 円	
CT 撮影及び MRI 撮影	(C・M) 第 164 号		
無菌製剤処理料	(菌) 第 31 号		
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	(脳Ⅰ) 第 106 号		

2. 入院基本料に関する事項（地域包括医療病棟）(2 交代制)

当病棟では、1 日に 15 人以上 の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 8 時から 18 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内 です。
- 18 時から翌 8 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 12 人以内 です。
 - ア. 地域包括医療病棟入院料、看護職員 10 対 1 配置を実施しています。
 - イ. 上記病棟においては、患者負担による付添い看護は認められていません。

3. 入院基本料等の実施基準に係る平均在院日数について

地域包括医療病棟(5・6 階病棟)の平均在院日数は 2025 年 4 月 現在、19.0 日 以下です。(地域包括医療病棟入院料の施設基準:21 日以下)

4. 入院時食事療養(Ⅰ)に係る食事療養

地域包括医療病棟(5・6 階病棟)は入院食事療養(Ⅰ)の届出を行っております。

管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については 18 時以降)適温で提供しています。

5. 領収明細書発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に個別の診療報酬明細書を無料で発行しております。

尚、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨お申し出下さい。

6. 特掲診療料の施設基準(医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6)に係る院内掲示

(期間:2024 年1月～2024 年 12 月 51 件)

区分		手術名	件数
1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	3
	イ	黄斑下手術等	0
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	1
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼等	0
2	ア	靱帯断裂形成手術等	0
	イ	水頭症手術等	0
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	0
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	0
	キ	子宮附属器悪性腫瘍等手術等	0
区分		手術名	件数
3	ア	上顎頭形成術等	0
	イ	上顎骨悪性腫瘍等手術等	0
	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
4	キ	同種死体腎移植術等	0
	4	区分4に分類される手術	37
その他	ア	人工関節置換術	10
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ	ペースメーカー移植及びペースメーカー交換術	0
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
	オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

7. 特別療養環境室(病室)のご案内

当院では次の通り特別療養環境室特室を準備しております。なお、使用に当たり、室料として使用日数に応じたご負担があります。

種類（病床数）	特室（4床）	個室（27床）
室料	1日につき 10,000 円(税込)	1日につき 4,000 円(税込)
主な設備	ユニットバス テレビ・保冷庫 / 無料	ユニットバス テレビ・保冷庫 / 1日 220 円(税込)
部屋番号	5階病棟 512 513 6階病棟 612 613	4階病棟 405 406 407 408 5階病棟 502 503 505 506 507 508 510 511 515 516 517 528 6階病棟 602 603 605 606 607 608 610 615 616 617 628

- ◎ 特別療養環境室(室料)は入退院の時間に関係なく、入院日・退院日をそれぞれ1日と計算いたします。(例：2泊3日は3日分)
- ◎ 特別療養環境室(室料)は健康保険の適用になりません。
- ◎ 特別療養環境室(室料)は1日当たりの税込金額を表示しています。なお、消費税率が変更された時は、その税率を適用し消費税額といたします。
- ◎ 医学的に特別療養環境室の使用を要する入院患者様が発生した際には、一般病室へ移動して頂く場合があります。
- ◎ 特別療養環境室の空き状況等によってはご案内できない場合があります。

8. 次に該当する場合は、保険外併用療養費として患者様の自己負担となります。

- 同一疾病による入院期間(通算)が 180 日を超えた日以降の入院料のうち 15%の費用

入院料の種類	該当する日	15%の費用
地域一般入院料 3(地域包括医療病棟入院料 <u>91 日目</u> 以降)	更に 180 日を超えた日(<u>181 日目</u>)以降	1 日につき 1,500 円 (税込)

※ 人工呼吸器を使用している、厚生労働大臣の定める難病に罹患している等、保険外併用療養費(入院 180 日超)が除外される場合があります。
詳細は事務部医事課(入院事務担当)までお問い合わせ下さい。

- 標準的算定日数を越えて継続する疾患別リハビリテーションのその費用

疾患別リハビリテーションの種類	健康保険の適用期間	保険適用の期間を越えて継続する場合
脳血管リハビリテーション料(Ⅱ) イ ロ以外の場合	手術、急性増悪、診断日から <u>180 日</u> を限度	1 単位 20 分につき 2,000 円 (税込)

9. 次のサービスに係る費用は保険外負担として患者様の自己負担となります。下記以外の費用については事務部医事課(1階)までお問い合わせ下さい。

● 文書料

項目	料金(税込)	項目	料金(税込)
一般診断書	1,100 円	身体障害者用診断書	4,400 円
生命保険関係証明書(診断書)	3,300 円	年金診断書(厚生・障害・その他)	4,400 円
臨床調査個人票	2,200 円	年金診断書(傷病)	4,400 円
自立支援意見書	2,200 円	死亡診断書	2,200 円
肝炎治療受給者証交付申請に係る診断書	2,200 円	医療費支払い証明書	1,100 円

● 予防接種

項目	料金(税込)	項目	料金(税込)
インフルエンザワクチン	4,500 円	麻しん風しんワクチン	9,000 円
おたふくかぜワクチン	7,000 円	B 型肝炎ワクチン	15,900 円
肺炎球菌ワクチン	8,000 円	コロナウイルスワクチン	16,000 円
水痘ワクチン	8,640 円	带状疱疹ワクチン	22,000 円

● その他

項目	料金(税込)	項目	料金(税込)
診療録開示申請手数料	2,200 円	診察券再発行料	150 円
診療録開示料金(複写)(1枚につき)	22 円	郵送手数料(片道)	200 円
診療録開示料金(閲覧)(1時間まで)	2,200 円	液晶テレビ・保冷庫使用料(1日につき)	220 円
診療録開示料金(医師の説明)	5,500 円	死後処置料	3,500 円

10. その他の掲示事項

A000-注 10 機能強化加算

当院は「かかりつけ医機能」に係る在宅療養支援病院としての届出を行っており、地域の医療機関との機能分化・連携を通じて医療を提供しております。
当院は「かかりつけ医」として以下の取り組みを行っています。

- ❖ 日常診療では患者の生活背景を考慮し、必要時は他の医療機関と連携して対応いたします。
- ❖ 診察時間外や休日・夜間も対応し、必要に応じて専門医や医療機関を紹介いたします。
- ❖ 健康診断・保健活動を通じ地域と信頼関係を築き、在宅医療や福祉との連携も推進いたします。
- ❖ 医療に関する適切で分かりやすい情報を患者や家族に提供いたします。

厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」を利用して、かかりつけ医機能を有する医療機関が検索できます。

F400-注 6 一般名処方加算

現在、医薬品の供給が不安定な状況となっていることから、保険薬局において銘柄によらず調剤できるよう、一般名で処方箋を発行させていただく場合があります。
なお、令和 6 年 10 月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただいておりますのでご承知おきください。
（先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。）
ご不明な点等ありましたらお知らせください。

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当の料金）をお支払いいただきます。

- ❖ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ❖ 先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。
- ❖ みなさまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることになりました。これにより保険医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

厚生大臣の定める掲示事項関係

当院は、厚生大臣が定める下記基準等の適合医療機関です。



10. 各種施設基準適合に関する事項

◎基本診療料の施設基準等

項目	受理番号	項目	受理番号
機能強化加算	(機能強化) 第 150 号	病棟薬剤業務実施加算 1	(病棟薬 1) 第 14 号
地域包括医療病棟入院料	(地包医) 第 1 号	データ提出加算 2・4 ロ (医療法上の許可病床数が 200 床未満)	(データ提) 第 51 号
療養病棟入院基本料 (療養病棟入院料 1)	(療養入院) 第 82 号	入退院支援加算 1	(入退支) 第 77 号
診療録管理体制加算 2	(診療録 2) 第 26 号		
医師事務作業補助体制加算 1 (15 対 1)	(事補 1) 第 42 号		
療養病棟療養環境加算 1	(療養 1) 第 30 号		
医療安全対策加算 2	(医療安全 2) 第 52 号		
感染対策向上加算 1	(感染対策 1) 第 1 号		

◎特掲診療料の施設基準等

項目	受理番号	項目	受理番号
入院時食事療養(Ⅰ)	(食) 第 217 号	呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	(呼Ⅰ) 第 39 号
糖尿病合併症管理料	(糖管) 第 28 号	がん患者リハビリテーション料	(がんリハ) 第 29 号
がん性疼痛緩和指導管理料	(がん疼) 第 29 号	人工腎臓(慢性維持透析を行った場合 1)	(人工腎臓) 第 6 号
二次性骨折予防骨折予防継続管理料 1	(二骨管 1) 第 1 号	導入期加算 1	(導入 1) 第 59 号
二次性骨折予防骨折予防継続管理料 3	(二骨継 3) 第 7 号	透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	(透析水) 第 71 号
外来腫瘍化学療法診療料 2	(外化診 2) 第 7 号	下肢末梢動脈疾患指導管理加算	(肢梢) 第 48 号
ニコチン依存症管理料	(ニコ) 第 51 号	脊髄刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術	(脊刺) 第 7 号
がん治療連携指導料	(がん指) 第 90 号	以下点数表第 2 章第 9 部手術の通則 16 に掲げる手術	(胃瘻造) 第 26 号
薬剤管理指導料	(薬) 第 87 号	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	(胃瘻造嚥) 第 19 号
別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の(2)に規定する在宅療養支援病院	(支援病 2) 第 1 号	麻酔管理料(Ⅰ)	(麻管Ⅰ) 第 38 号
在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料	(在医総管) 第 192 号	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	(外在ベⅠ) 第 288 号
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算	(遠隔持陽) 第 56 号	入院ベースアップ評価料49	(入ベ49) 第 2 号
検体検査管理加算(Ⅰ)	(検Ⅰ) 第 45 号	酸素の購入単価 LGC:0.32 円	(酸単) 第 10369 号
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	(歩行) 第 16 号	酸素の購入単価 小型ボンベ:2.35 円	
CT 撮影及び MRI 撮影	(C・M) 第 164 号		
無菌製剤処理料	(菌) 第 31 号		
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)	(脳Ⅱ) 第 167 号		
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	(運Ⅰ) 第 6 号		

11. 入院基本料に関する事項（療養病棟）

療養病棟では、1 日に 9 人以上 の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 看護師・准看護師（2 交代制）

8 時から 18 時まで、1 人当たりの受け持ち数は 10 人以内 です。

18 時から翌 8 時まで、1 人当たりの受け持ち数は 20 人以内 です。

療養病棟では、1 日に 7 人以上 の介護職員が勤務しております。尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 介護職（2 交代制）

8 時から 18 時まで、1 人当たりの受け持ち数は 12 人以内 です。

18 時から翌 8 時まで、1 人当たりの受け持ち数は 30 人以内 です。

ア. 療養病棟入院基本料 1、看護職員 20 対 1 配置を実施しています。

イ. 上記病棟においては、患者負担による付添い看護は認められていません。

12. 入院時食事療養（Ⅰ）に係る食事療養 / 入院時生活療養（Ⅰ）に係る生活療養

- ・ 療養病棟（4 階病棟）は入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っております。
管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については 18 時以降）適温で提供しています。
湿度、照明及び給水に関する適切な療養環境を提供しています。

13. 領収明細書発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に個別の診療報酬明細書を無料で発行しております。
尚、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨お申し出下さい。

14. 特掲診療料の施設基準(医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6)に係る院内掲示

(期間:2024 年1月～2024 年 12 月 51 件)

区分		手術名	件数	区分		手術名	件数
1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	3	3	ア	上顎頭形成術等	0
	イ	黄斑下手術等	0		イ	上顎骨悪性腫瘍等手術等	0
	ウ	鼓室形成手術等	0		ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	1		エ	母指化手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼等	0		オ	内反足手術等	0
2	ア	靱帯断裂形成手術等	0		カ	食道切除再建術等	0
	イ	水頭症手術等	0		キ	同種死体腎移植術等	0
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	4		区分4に分類される手術	37
	エ	尿道形成手術等	0	その他	ア	人工関節置換術	10
	オ	角膜移植術	0		イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	カ	肝切除術等	0		ウ	ペースメーカー移植及びペースメーカー交換術	0
	キ	子宮附属器悪性腫瘍等手術等	0		エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
					オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

15. 特別療養環境室(病室)のご案内

当院では次の通り特別療養環境室特室を準備しております。なお、使用に当たり、室料として使用日数に応じたご負担があります。

種類 (病床数)	特室 (4 床)	個室 (27 床)
室料	1 日につき 10,000 円(税込)	1 日につき 4,000 円(税込)
主な設備	ユニットバス テレビ・保冷庫 / 無料	ユニットバス テレビ・保冷庫 / 1 日 220 円(税込)
部屋番号	5 階病棟 512 513 6 階病棟 612 613	4 階病棟 405 406 407 408 5 階病棟 502 503 505 506 507 508 510 511 515 516 517 528 6 階病棟 602 603 605 606 607 608 610 615 616 617 628

- ◎ 特別療養環境室(室料)は入退院の時間に関係なく、入院日・退院日をそれぞれ 1 日と計算いたします。(例 : 2 泊 3 日は 3 日分)
- ◎ 特別療養環境室(室料)は健康保険の適用になりません。
- ◎ 特別療養環境室(室料)は 1 日当たりの税込金額を表示しています。 なお、消費税率が変更された時は、その税率を適用し消費税額といたします。
- ◎ 医学的に特別療養環境室の使用を要する入院患者様が発生した際には、一般病室へ移動して頂く場合があります。
- ◎ 特別療養環境室の空き状況等によってはご案内できない場合があります。

16. 次に該当する場合は、保険外併用療養費として患者様の自己負担となります。

- 標準的算定日数を越えて継続する疾患別リハビリテーションのその費用

疾患別リハビリテーションの種類	健康保険の適用期間	保険適用の期間を越えて継続する場合
脳血管リハビリテーション料（Ⅱ） イ ロ以外の場合	手術、急性増悪、診断日から <u>180 日</u> を限度	1 単位 20 分につき 2,000 円 （税込）

17. 次のサービスに係る費用は保険外負担として患者様の自己負担となります。下記以外の費用については事務部医事課（1 階）までお問い合わせ下さい。

- 文書料

項目	料金（税込）	項目	料金（税込）
一般診断書	1,100 円	身体障害者用診断書	4,400 円
生命保険関係証明書（診断書）	3,300 円	年金診断書（厚生・障害・その他）	4,400 円
臨床調査個人票	2,200 円	年金診断書（傷病）	4,400 円
自立支援意見書	2,200 円	死亡診断書	2,200 円
肝炎治療受給者証交付申請に係る診断書	2,200 円	医療費支払い証明書	1,100 円

- 予防接種

項目	料金（税込）	項目	料金（税込）
インフルエンザワクチン	4,500 円	麻しん風しんワクチン	9,000 円
おたふくかぜワクチン	7,000 円	B 型肝炎ワクチン	15,900 円
肺炎球菌ワクチン	8,000 円	コロナウイルスワクチン	16,000 円
水痘ワクチン	8,640 円	带状疱疹ワクチン	22,000 円

● その他

項目	料金(税込)	項目	料金(税込)
診療録開示申請手数料	2,200 円	診察券再発行料	150 円
診療録開示料金(複写)(1枚につき)	22 円	郵送手数料(片道)	200 円
診療録開示料金(閲覧)(1時間まで)	2,200 円	液晶テレビ・保冷庫使用料(1日につき)	220 円
診療録開示料金(医師の説明)	5,500 円	死後処置料	3,500 円

9. その他の掲示事項

A000-注 10 機能強化加算

当院は「かかりつけ医機能」に係る在宅療養支援病院としての届出を行っており、地域の医療機関との機能分化・連携を通じて医療を提供しております。
当院は「かかりつけ医」として以下の取り組みを行っています。

- ❖ 日常診療では患者の生活背景を考慮し、必要時は他の医療機関と連携して対応いたします。
- ❖ 診察時間外や休日・夜間も対応し、必要に応じて専門医や医療機関を紹介いたします。
- ❖ 健康診断・保健活動を通じ地域と信頼関係を築き、在宅医療や福祉との連携も推進いたします。
- ❖ 医療に関する適切で分かりやすい情報を患者や家族に提供いたします。

厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」を利用して、かかりつけ医機能を有する医療機関が検索できます。

F400-注 6 一般名処方加算

現在、医薬品の供給が不安定な状況となっていることから、保険薬局において銘柄によらず調剤できるよう、一般名で処方箋を発行させていただく場合があります。
なお、令和 6 年 10 月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただいておりますのでご承知おきください。
（先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。）
ご不明な点等ありましたらお知らせください。

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当の料金）をお支払いいただきます。
❖ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
❖ 先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。
❖ みなさまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることになりました。これにより保険医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。